

第1回滋賀県子ども若者審議会 社会的養護検討部会 概要

1 開催日時・場所

令和元年7月5日（金）9時30分～11時35分
大津合同庁舎3A会議室

2 出席委員（五十音順、敬称略）

宇田達夫、大久保和久、甲津貴央、小寺恵正、佐藤哲也、中川泰彦、野田正人、
淵元純子、山本朝美

3 議題

- (1) 淡海子ども・若者プラン次期計画策定について 資料1
- (2) 淡海子ども・若者プラン次期計画検討の流れについて 資料2
- (3) 淡海子ども・若者プラン次期計画の概要について 資料3
- (4) 淡海子ども・若者プラン（現行計画）取組状況について 資料4
- (5) 社会的養護検討部会（案）について 資料5
- (6) 社会的養護検討部会におけるとりまとめ（案）について 資料6
- (7) 代替養育を受けている子どもに対するアンケートの実施概要（案） 資料7

（事務局） 滋賀県子ども若者審議会規則第5条第7項において準用する第4条第3項の規定により、委員の過半数の出席が必要となるところ、委員数9名中9名が出席していることから、本部会は成立していることを報告。

また、同規則第5条第2項の規定に基づき、審議会会長より野田委員が部会長に指名されていることを報告。

（事務局） 資料1～資料3により淡海子ども・若者プラン次期計画の策定、検討の流れ、および概要について、資料4により淡海・子ども若者プラン現行計画の取組状況について、それぞれ説明。

（委員）住民税非課税世帯の大学の無償化の制度が始まっており、全国里親会も文科省から資料をもらっている。所得要件はあるが、社会的養護の子どもはほぼ全員が対象となる。他の部会で検討されることになっているが、「教育支援」については、本部会の検討事項にも加えていただきたい。

里親への委託率を最終目標の75%を達成するためには、養育里親の登録家庭の目標数を現在の151家庭から倍の300家庭とする必要がある。全国里親会でもリクルート活動によ

り里親が増えると県の里親会に奨励金がもらえる制度も実現している。

(部会長) 数値目標は今後、この部会で検討していくこととなる。教育支援については、子どもの貧困の大綱を国でも作っている中で、社会的養護領域との指標との調整が行われていると聞いている。当部会のメインの課題にはなっていないが、それぞれの課題は独立したものではないので、他の部会との十分なりしろが必要である。

(事務局) **資料5**により、社会的養護検討部会において検討する各計画（①淡海子ども・若者プラン、②滋賀県児童虐待防止計画、③滋賀県社会的養育推進計画）の概要、および検討スケジュール等について説明。

②、③に基づく取り組みは、一体的に推進していく必要があることから、一体的な計画として策定すること、またその計画期間は10年間（令和2年度～11年度）とし、5年度ごとに進捗状況の検証結果を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行い、取り組みの推進を図ることとしたい。

(委員) 子どもの問題は大きく変わってきている。前回の子ども若者プランの策定時には、滋賀県の人口減少問題が大きく取り上げられていた。今後10年間の計画を立てるのであれば、10年間の正確な見立てが必要である。正確な数字を出したうえで、見通しの立った計画策定をしていく必要がある。

(部会長) 出生数は加速度的に下がっていく。人口減少と虐待件数は相関関係になく、人口は減っている中で虐待件数は増えている。人口統計については、部会のテーマというより、プラン全体の中で総論として推計されるものとする。

(事務局) **資料6**により、社会的養護検討部会におけるとりまとめ（案）について、**資料7**により、代替養育を受けている子どもに対するアンケートの実施概要（案）について説明。

(委員) アンケートについては、以前、滋賀県児童福祉入所施設協議会でも説明いただいている。施設でも目を通しており、内容についてはこれでいいのではないかと考えている。

施設でも意見箱を設置しているが、施設に対する不満等ネガティブな意見が多く、ポジティブな意見は少ないので、ポジティブ箱も設けている。アンケートにより、子どもの本音のところがこういった計画に反映されるのであれば、賛成である。

(委員) アンケート項目に「年齢」はあるが、「性別」はないが不要なのか。「将来、何になりたいか？」といった設問があるとよいのではないかと思う。また、実親との交流状況

も確認してほしい。家庭復帰が原則第一であるなら、その辺に対する子どもの思いを確認したらどうかと思う。

(部会長) プラン作成のためのアンケートなので、事務局で検討していただくが、実親の話自体が、トラウマになる子どももいる。

(委員) 実親の話は非常にデリケートな部分であり、書く方もためらうと思うので、設問にするのは難しいのではないか。

(委員) アンケートについて、小学4年生がサポートなしに的確に答えられるだろうか。また、設問は少なくしなければならないというのは理解できるが、プラン策定に活かす目的のアンケートとして、子どもの保護・ケアや家庭復帰に対応した設問になっているか、皆さんの御意見も聞かせていただきたい。

(委員) 施設は第三者評価を実施しなければならないこととなっており、その中で子どものアンケートを実施しているが、職員はノータッチである。「楽しいことは何ですか?」「困っていることはなんですか?」といった設問は子どもも答えやすく、そこから見えるものもあると思う。また、CAPプログラムのアンケートも毎年実施しているが、子どもは真面目に答えている。アンケートが反映されるものであるということを経験として積み上げてきているので、大丈夫だと思う。一方、里親やファミリーホームでは、こういうアンケートが初めての子どもも多いと思うので、誰が趣旨を説明するのか。

(部会長) プラン策定にあたって、子どもの権利条約にもあるように、子どもの意見を聞くという姿勢を示すことは良いと思う。滋賀県では権利擁護部会で各施設を回って子どもたちのヒアリングも実施しているので、アンケートは、子どもたちに主人公として参画できることを説明し、必要な項目に絞り込んで実施するのはありだと思う。一時保護所の子どもは今回のアンケートでというより、退所時や週に1回でも、困っていること等について意見を聞くのは、子どもの権利保障の観点からあってもよいのかなと思う。今回のアンケートはプランに反映させるのだという立ち位置をはっきりして、項目をセレクトしていただくとありがたい。アンケートについては、今のような意見集約して、事務局で検討していただいて、部会長一任としていただきたい。

(委員) アンケートは大賛成である。プラン策定のためのアンケートであるということ子どもにわかるようにして実施すべきだと思う。

(委員) 子どもへ説明する際のひな形や施設職員への注意事項等、文書を御準備いただき

たい。

(委員)「今の生活で楽しいことはなんですか？」という設問だと、施設ではなく、学校での楽しいことでもよいのか。求められているものが分かりづらいので、明確にする方がよい。

(部会長) 子どもへの説明、施設・里親への説明文、およびアンケート項目については、部会長一任としていただきたい。アンケート送付の際には、各委員へもお送りする。

(委員) 障害児入所施設への措置児童数 63 人は、主に虐待による措置と考えてよいか。

(事務局) そのとおり。

(委員) 面前DVによる心理的虐待が増加しているが、DV対策に係る内容が薄いのではないか。

(部会長) DV対策を防止だけに留めるのは不十分で、その後の心のケアが必要である。

(委員) 深刻な虐待にならないために、一時的に命を預かっている子どもたちについては、ほぼ全員が市町に帰っているという実態があるので、市町との連携を強化していかなければならない。全国的な傾向であるが、計画の中に課題として入れていただいて、何らかの手立てを明示していただきたい。

児童家庭支援センターでは、ハイリスク妊産婦の生まれる前からの支援を始めており、妊産婦への支援の強化により、虐待が深刻化を防いだり、虐待の防止につながっている件数が、実績としてあがっている。市町の母子保健のところでも実績としてあがっているのではないかなと思う。予防の観点から、里親も含めた社会的養護の機関が何らかの役割を果たしているというところが入っていればうれしいなと思う。

(部会長) 後段の部分は、子ども子育て支援検討部会とののりしろの部分である。のりしろの部分をプランの中でどう書いていくかということ、場合によっては再掲という形か、相互の役割を明確にするということ強く意識するように記載することが必要かなと思う。

また、施設・里親が一時保護委託で頑張っている実態が見えるよう項目を追加すべきである。

(委員) 平成 30 年度の措置児は 1 名であったが、一時保護委託は年間で、のべ 50 名の子どもを預かっている。

(委員) 昨年度から、乳児院は一時保護実施特別加算事業を実施せざるを得ないほど一時保護が増加しており、定員外プラス4名でずっと満杯になっている。それほど滋賀県では多くなっている状況である。

(部会長) プランの根っこのところで市町に何を期待しつつ、どんなふうにバックアップするのか、各論で子ども家庭相談センターの機能としての連携については記載があるが、市町に期待する像をクリアにしたうえで、そことどう協働していくのかという姿勢は、県が主語だとなかなか書きにくい分野ゆえに整理しておいた方がよい。

(委員) 望まない妊娠、望んでも貧困状況で育てられないという状況がある。滋賀県では20歳未満の若年妊娠の中絶件数が年間150人くらいで推移している。東京都では2年前から東京都医師会を通じて産婦人科医会に通知を出して、特定妊婦の情報は児相等へ早く上げて、生まれてすぐに特別養子に出すといったことをシステム化しており、月1人くらい特別養子に出ているとのこと。医療機関との連携の部分については、産婦人科医も明記してほしい。

(委員) 意図しない妊娠をした場合は中絶するだとか、里親へ預けるということではなく、意図しない妊娠自体を防ぐ教育の強化も必要。妊娠した場合に、まず、市の保健師や助産師に相談するよう、窓口の周知が必要だと思う。

子ども・子育て支援検討部会でも検討されるのだろうが、35歳以上の高齢出産が増えており、全体の4分の1を超えている。産婦人科領域ではメンタルヘルスケアに力を入れており、妊娠期から力を入れていくことが大事である。産前産後サポートとして、うつや虐待の予防で産婦検診を実施しているが、県内でも全市町で実施できているわけではない。誰でも活用できるようにしていくことも大事だと思う。全戸訪問の実施率が目標値となっているが、いつ訪問しているかが大切で、4か月よりも0か月と早い時期に行くように提案できる方が現実的だと思う。

(部会長) 特定妊婦のリスクの理解が市町によって異なる。虐待対応との関係でできた制度であるので、当部会の視点しっかりと伝えていく必要がある。

乳児家庭全戸訪問事業も新生児訪問事業とリンクさせて合算でいいことになっているので、当部会の課題が後ろに回されている動きをしているところもあるので、特定妊婦、要支援、要保護、虐待というカテゴリーに関しては、他の部分でもその視点をしっかり書き込んでもらえるよう。調整をお願いしたい。

(委員) 10年間の計画である。子ども家庭総合支援拠点が全市町に設置されるのは3年後である。10年後には県と市町の関わりも変わっていると思うので、予測して書く必要がある

るが、市町の意見を聞く機会を設けなくて良いのか。

(委員) 2022年度までに子ども家庭総合支援拠点の設置を言われているが、専門職員の確保など非常に厳しく、また妊産婦の話もあったが保健師の確保も難しい。保育所でも要対協枠を確保していたが、無償化もあり、現実的に厳しくなっている。

(委員) 子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて動き始めたところ。国や県が市町に期待することとのすり合わせをしながら、児童虐待の防止、早期発見、対応につなげていきたい。

アンケートの実施は賛成であるが、目的に応じた設問の設定が必要だと思う。

全国的な傾向と県の傾向を明らかにして、滋賀県の現状に応じた計画を策定し、対策を講じていく必要があるのではないかと思う。

(部会長) 柱立てとして、人材確保・育成が必要。福祉領域の研究結果では実習に行った施設に就職する割合が高いことが分かっている。公務員だからと言って人が来る時代ではないので、そのあたりの工夫が必要。

全体の中にも出ているが、教育委員会・学校との連携については、例えば一時保護時の教育権の保障が従来から言われているが、そのあたりを意識した項目の洗い出しをしていただくとありがたい。

以上